

令和7年度 第1回真庭圏域地域医療構想調整会議 次第

日時 令和7年8月6日(水)13:30～15:00
会場 真庭地域事務所 3階大会議室
(ウェブ会議システム Zoom併用開催)

1 開会

2 議題

(1) 2025年の地域医療構想について

(2) 各医療機関から、今後の入院医療提供の方向性について（非公開）

(3) 意見交換

(4) その他

・ 2040年に向けた「新たな地域医療構想」について

3 閉会

令和7年度第1回真庭圏域地域医療構想調整会議 出席者名簿

氏名	所属・役職名	備考
池田 文昭	真庭市医師会長	会場
金田 道弘	岡山県病院協会真庭支部長	会場
岡 孝一	真庭市国民健康保険湯原温泉病院事業管理者・院長	会場
大國 伸	真庭歯科医師会長	Zoom
湯浅 勇巳	岡山県薬剤師会真庭支部長	会場
長尾 由美子	岡山県看護協会真庭支部長	会場
藤元 智恵子	岡山県栄養士会真庭支部長	会場
杉本 喜美恵	真庭保健所管内愛育委員連合会長	欠席
新家 紀子	真庭保健所管内栄養改善協議会長	欠席
長田 正之	真庭市民生委員児童委員協議会長	会場
大美 勝	真庭市消防本部消防長	会場
坂本 直美	岡山県介護支援専門員協会真庭支部長	欠席
屋敷 福太郎	理学療法士会 代表	Zoom
飯嶋 信博	作業療法士会 代表	欠席
樋口 竜悟	真庭市健康福祉部長	会場
柴田 清	新庄村住民福祉課長	Zoom
段 利明	全国健康保険協会岡山支部企画総務グループ長	会場
池田 恵子	岡山県老人保健施設協会（老人保健施設白梅の丘 事務長）	会場
藤井 美知子	真庭市老人福祉施設協議会（特別養護老人ホーム千寿荘 荘長）	欠席
井口 大助	医療法人社団井口会総合病院落合病院 院長	会場
林 同輔	医療法人真庭慈風会津山中央まにわ病院 院長	会場
久野 裕輝	河本医院 院長	Zoom
山上 洋治	医療法人山上会まにわ整形外科クリニック 院長	Zoom

(オブザーバー)

竹内 義明	医療法人美甘会勝山病院 院長	Zoom
宮本 亨	岡山県医師会 常任理事	欠席

(順不同・敬称略)

(事務局)

宮原 勅治	真庭保健所長	会場
原田 瞳	真庭保健所保健課長	会場
浅田 幸男	真庭保健所衛生課長	会場
森本 健介	真庭保健所保健課総括副参事	会場
林 陽子	真庭保健所保健課総括副参事	会場
安藤 あさひ	真庭保健所保健課	会場
檜本 裕子	真庭保健所保健課	会場

(医療推進課)

岩本 昌子	岡山県保健医療部医療推進課総括参事	会場
原田 篤史	岡山県保健医療部医療推進課	会場

真庭圏域地域医療構想調整会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14の規定に基づき、真庭圏域の医療提供体制を確保することを目的に、地域医療構想の実現に向けた関係者との協議及び調整等を行うため、真庭圏域地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議では、次に掲げる事項について協議及び調整等を行う。

- (1) 地域医療構想の策定及び実現に関する事項
- (2) 構想区域内における医療提供体制の課題に関する事項
- (3) 病床機能報告制度による情報等の共有に関する事項
- (4) 医療介護総合確保促進法に基づく県計画（地域医療介護総合確保基金の事業計画）に盛り込む事業に関する事項
- (5) その他、目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 調整会議の委員は、次に掲げる者のうちから県知事が委嘱又は任命する。

- (1) 医師会の代表者
- (2) 病院協会の代表者
- (3) 歯科医師会の代表者
- (4) 薬剤師会の代表者
- (5) 看護関係者の代表者
- (6) 介護関係者の代表者
- (7) 医療保険者の代表者
- (8) 市町村の代表者
- (9) 医療を受ける立場にある者
- (10) その他必要と認められる者（学識経験者等）

(任期)

第4条 調整会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、任期終了後であっても、新たに委員が委嘱又は任命されるまでは、その職務を行うものとする。

(議長及び副議長)

第5条 調整会議に、議長及び副議長を置く。

- 2 議長は、委員の互選により定め、副議長は議長が指名する。
- 3 議長は、調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 議長に事故があるときのほか、議事の内容により議長に重大な利益又は不利益が生じるおそれがあると委員の過半数が認める場合は、副議長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 調整会議は、議長が必要の都度招集し、これを主宰する。

- 2 議長は、必要に応じて調整会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、特定の事項について、関係のある委員のみで調整会議を開催することができる。
- 4 会議は原則公開とし、患者情報や医療機関の経営に関する情報等を扱う場合には、非公開とする。
- 5 議長は、必要に応じてワーキンググループ等を設置し、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 調整会議の庶務を司る事務局は真庭保健所に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は議長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。